

世田谷区告示第253号

世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例（平成8年12月世田谷区条例第48号）第10条に規定する使用料の徴収の事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託を受けた者

(1) 名称 株式会社ペイメントフォー

(2) 所在地 東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号渋谷スクランブルスクエア

2 委託した歳入等

使用料

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和8年4月1日

4 委託施設

世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例第5条第1項に規定する手続に係る同項に規定する世田谷区立世田谷文化生活情報センターの施設（セミナールーム及びワークショップ室の施設使用料に限る。）

5 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで